

## 群馬県多文化共生・共創推進条例（仮称）

条例素案	逐条解説等
<p><b>（前文）</b> 情報化やグローバル化が急速に進む世界の中で、日本に居住し、様々な分野で活躍する外国人の存在は、益々、重要性を増している。特に地域経済や地域社会の発展を考える際、そこに暮らす外国人の人たちの貢献は極めて重要だ。私たちは、改めてこの現実を前向きに受け止め、外国人との共生を推進し、彼らと力を合わせて持続可能な地域社会の実現を目指していく必要がある。</p> <p>すなわち、私たちは、群馬県をさらに飛躍させ、県民の幸福度を向上させていくためには、私たちの故郷である群馬県に共に暮らす外国人との共生・共創を図っていくことが不可欠だと考えている。</p> <p>私たちは、群馬県を学びの場、仕事の場、生活の場、そして文化創造の場として選んでくれた外国人県民の人たちを、魅力に溢れ、多様性を受け入れ、誰一人として取り残さない地域を共に創っていくための「仲間」だと捉えている。</p>	<p><b>前文：</b>条例制定の背景、前提となる考え方を明記した。</p> <p><b>第1文</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・背景1 現在の状況<ul style="list-style-type: none"><li>① <b>グローバル化の進展</b></li><li>② ますます重要となる、来日し、様々な分野で活躍する外国人の存在</li></ul></li><li>・条例の前提となる考え方1<ul style="list-style-type: none"><li>① <b>地域経済・地域社会の発展</b>のために、外国人の貢献は極めて重要であること</li><li>② 外国人との共生を推進し、<b>持続可能な地域社会</b>の実現を目指す必要があること</li><li>③ <b>群馬の飛躍・県民の幸福度向上</b>のためにも外国人との共生・共創が不可欠であること</li></ul></li></ul> <p><b>第2文</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・条例の前提となる考え方2 外国人県民を「仲間」と捉えること 以下の<b>多文化共生・共創群馬モデル</b> p 2 知事メッセージと同様の考え方である。 『 ……迎え入れているのは、「人」であり「県民」であり ……「仲間」ともいえるみなさんです 』</li><li>・「外国人県民」について 住民基本台帳法第35条の45における「外国人住民」という表現に準拠し条例全体を通じて「外国人県民」を用いた。</li></ul>

群馬県は、古代の昔から外国の技術や知見を学び、それらを群馬の風土と融合させることで、多くの歴史的な成果や変革を生み出してきた。例えば、大陸から伝播した稲作、養蚕などは、渡来人と協力しつつ、改良が重ねられてきた。上野三碑のような古碑や古墳、埴輪といった群馬の誇るべき文化も、同じプロセスを経て創造されたものだ。

上記の多文化融合を強みとする群馬のDNAは、近代にも引き継がれた。世界遺産である富岡製糸場の建設と蚕糸業の振興は、最も分かりやすい例と言える。群馬県は、歴史的に見ても、外からの文化や技術を積極的に受け入れる寛容さと、多様な考え方を融合させる柔軟な思考を通じて、新たな価値の創造を積み重ねてきた。

そして今、群馬県には、多様な文化と価値観を持つ多くの外国人県民が暮らしている。諸般の情勢を考え合わせると、その数はさらに増えていく可能性が高い。そう考えると、日本人県民と外国人県民が共に社会のルールを守りつつ、新しい群馬の実現に協力して取り組むことが、群馬を発展させていくための重要な鍵となる。

そして、そのことが、群馬県の新総合計画のビジョンである「年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、誰一人取り残される

### 第3文

・背景2 古代

#### ① 稲作、養蚕

稲作、養蚕は、群馬では弥生時代に大陸から伝播し広まった。

#### ② 上野三碑

東アジアにおける文化交流の実像を示す重要な歴史資料である。ユネスコ世界の記憶登録（2017年）。

使用された漢字は大陸から得た「知見」のひとつといえる。

#### ③ 古墳

造営法、副葬品などからアジアとの交流、渡来人の受け入れが窺われる。

### 第4文

・背景3 近代

建設：フランス人が図面を引き日本人の大工や職人が建材や建築法を工夫し建設

蚕業：フランス人との共創により高品質絹糸を生産

### 第5文

・背景4 現在

・外国人県民数

6万人／196万人・112か国（元年12月末）

外国人住民比率3.0%：東京、愛知に次ぎ全国3位

・条例の前提となる考え方3

#### ① 群馬を発展させていくための重要な鍵

ア 日本人・外国人県民が共に社会ルールを守ること

ことなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型社会」の実現に繋がる。

ここに、私たち群馬県民は、先人たちの歩みを引き継ぐとともに、日本人県民と外国人県民が手を携え、多文化共生及び多文化共創（以下「多文化共生・共創」という。）社会の実現に向けた更なる一歩を踏み出せるよう、この条例を制定する。

イ 日本人・外国人県民が新しい群馬の実現に協力して取り組むこと

- ② ①アイが新総合計画のビジョンである「自立分散型社会」の実現につながる事

#### 第5文

・条例制定の意義について、以下について明記した。

- ① 群馬県の歴史を大切にすることが前提であること  
→「先人たちの歩みを引き継ぐ」
- ② 協調すること→「手を携え」
- ③ 未来志向→「さらに一歩未来に踏み出せるよう」
- ④ ①～③を前提に多文化共生・共生社会を実現すること

#### (目的)

第1条 この条例は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって魅力あふれる、持続して発展する群馬県及び国籍や民族等にかかわらず誰もが幸福を感じることを目指すことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### ・条例の目的

後掲①～④により、以下を実現することが目的

- ・魅力あふれる群馬県
- ・持続して発展する群馬県
- ・国籍や民族にかかわらず誰もが幸福を感じることを目指すことのできる社会

- ① 基本理念を定めること
- ② 県、市町村、県民及び事業者の責務の明示
- ③ 施策の基本となる事項の明示
- ④ 施策を総合的・計画的に推進

#### (定義)

第2条 この条例において「多文化共生」とは、国籍や民族等の

#### 第1項関係 多文化共生

- ・定義

異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、安心して、かつ、快適に暮らすことをいう。

2 この条例において「多文化共創」とは、国籍や民族等の異なる人々が、多様性を活かしつつ、文化や経済において新たな価値を創造すること、又は、地域に活力をもたらすことをいう。

3 この条例において「多文化共生・共創社会」とは、国籍や民族等の異なる人々が、文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きるとともに、多様性を活かしつつ、文化や経済において新たな価値を創造し、又は、地域に活力をもたらす社会をいう。

国籍や民族等の異なる人々が以下を実現すること。

- ① 互いの文化的な違いを認め合うこと
- ② 対等な関係を築こうとすること
- ③ ①②により、安心、かつ、快適に暮らすこと

#### ・参考

総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」  
(平成18年3月)における「地域における多文化共生」  
の定義 (p 5)

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

・「共生」は群馬モデル3本柱のうち「第2の柱」に位置づけられている (p 7)。

→新たな「多文化共生県ぐんま」を実現するために

## 第2項関係 「多文化共創」を自治体として初めて定義

### ・定義

- ① 国籍・民族等を超えた多様性を活かすこと
- ② ①により、以下を実現すること
  - ア 文化・経済分野の新たな価値の創造
  - イ 地域に活力をもたらすこと

### ・共創の例

#### ① 文化

・アーティストインレジデンスにおける、外国人と地域行政・住民との協働によるイベント開催による群馬の文化力向上

・和洋の要素を加えた陶芸等新たな芸術分野発信

#### ② 経済

・高度外国人材の活躍による技術革新

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語に堪能・現地市場を熟知した外国人材を活用採用し、ともに海外販路を開拓</li> <li>・多様性を活かした、留学生や外国人県民による起業</li> </ul> <p>③ <b>地域の活力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性を活かした自治会行事の実施による地域の発信力向上</li> <li>・地域の外国人キーパーソンが学校や警察と連携し、地域の安心・安全を推進</li> </ul> <p>・<b>群馬モデルにおける位置づけ</b>  「共創」は群馬モデル3本柱のうち「第3の柱」に位置づけられている（p8）。  →「共創」により、日本人・外国人県民がともに輝くために</p> <p><b>第3項関係 「多文化共生・共創社会」を自治体として初めて定義</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>定義</b>  「多文化共生」「多文化共創」の両者が実現している社会を指す。</li> </ul>
<p>(基本理念)</p> <p><b>第3条</b> 多文化共生・共創社会の形成の推進は、全ての県民が、国籍、民族等の違いにかかわらず、差別されることなく等しくその人権を尊重され、誰ひとり取り残されることなく、地域社会を構成する一員として受け入れられる社会の実現を図ることを旨として行わなければならない。</p> <p><b>2</b> 多文化共生・共創社会の形成の推進は、国際的な協調に配慮しつつ、行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念として、<b>多文化共生・共創社会の前提</b>について明示した。</li> </ul> <p><b>第1項関係 前提となる社会について</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 全ての県民が、<b>不当に差別されることなく、人権が尊重される社会</b></li> <li>② <b>包摂性</b>を旨とし、県民は誰でも地域社会を構成する一員として受け入れられる社会</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「誰ひとり取り残さない」=包摂性とは、SDGsにおける</li> </ul>

る優先価値のひとつであり、国連が「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択している（平成27年（2015年）9月）。

## 第2項関係 国際的な協調について

本項は、共生・共創社会の形成の推進の前提として、以下について配慮することを規定している。

### ① 外国人県民の出身国と協調していくこと

### ② あらゆる人権分野に関する国際条約を遵守すること

#### 例①-1 一般的な協調関係構築

- ・ベトナム国との間の知事のトップ外交や協定
- ・サンパウロ州との姉妹都市関係

#### 例①-2 個別課題における協調関係構築

- ・新型コロナウイルス感染症に立ち向かうためのブラジル大使館・総領事館等との連携

### ② 「人権分野に関する国際条約」の例

#### 例②-1 国際人権規約

- ・世界人権宣言の内容を基礎として条約化
- ・人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの
- ・社会権規約と自由権規約とからなり1966年の第21回国連総会において採択、1976年発効、日本は1979年批准

#### 例②-2 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

- ・いわゆる「人種差別撤廃条約」
- ・1969発効 1995日本締結

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にの

・県の責務（「努力」義務ではなく、義務である）

① 基本理念の尊重

<p>つとり、市町村、県民、事業者と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定及び実施する責務を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 市町村、県民、事業者との連携</li> <li>③ 共生・共創のための総合的な施策の策定・実施</li> </ul> <p>・総合的な施策 群馬モデル3本柱や条例制定後に策定する基本計画(第8条)に記載の施策を指す。</p> <p>・事業者 第7条参照。</p>
<p><b>(市町村の責務)</b> 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県、県民及び事業者と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策を検討、実施するよう努めるものとする。</p>	<p>・市町村の責務(努力義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本理念を尊重すること</li> <li>② 県、県民、事業者と連携していくこと</li> <li>③ 共生・共創のための施策を検討・実施すること</li> </ul>
<p><b>(県民の責務)</b> 第6条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において、多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>・県民の責務(努力義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本理念を尊重すること</li> <li>② 地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において、共生・共創に寄与すること</li> </ul> <p>・県民について 日本人・外国人を含む個人について規定している。</p>
<p><b>(事業者の責務)</b> 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、外国人県民を適正かつ円滑に受け入れ、雇用することをはじめ、その事業活動に関し、多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、県又は市町村が実施する多文化共生・共創施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第1項関係 事業者の責務(努力義務)</p> <p>・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本理念を尊重すること</li> <li>② 「外国人県民を適正かつ円滑に受け入れ、雇用すること」について 事業者と外国人県民との関係において、雇用関係が最も重要であるとの観点から例示したものである。</li> </ul>

	<p>雇用関係以外の「事業活動」の例としては、不動産仲介業や小売業等がある。</p> <p>③ ②の事業活動を通じて、共生・共創に寄与すること</p> <p>・事業者について  法人格の有無を問わずあらゆる団体を含む。  例：企業、監理団体、登録支援機関、社会福祉法人、NPO法人、学校、法定の団体（商工会議所等）、任意の団体・グループ</p> <p>・「適正かつ円滑な受入れ」は、群馬モデル3本柱のうち「第1の柱」に位置づけられている（p6）。  →外国人材の円滑かつ適正な受入れのために</p> <p><b>第2項関係 県又は市町村の事業への協力について</b>  多文化共生・共創に係る理念の普及、日本語学習支援、適正雇用の普及や高度人材獲得支援等県が実施する事業への協力について規定している。  県又は市町村が単独実施する事業のみでなく、県及び市町村が共同で実施する事業も含まれる。</p>
<p>（多文化共生・共創推進基本計画）</p> <p><b>第8条</b> 知事は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生・共創推進基本計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。</p> <p><b>2</b> 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、多文化共生・共創に優れた識見を有する者から意見を聴くものとする。</p>	<p>・多文化共生・共創推進基本計画</p> <p><b>第1項関係 計画について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県に策定義務があることを明記した。</li> <li>・基本計画は、本条例の趣旨にのっとり、以下を発展的に解消する形で策定する。</li> </ul> <p><b>多文化共生推進指針</b>  （平成19年10月策定 最終改訂平成30年3月）</p> <p><b>多文化共生・共創「群馬モデル」</b>  （令和2年1月発表）</p> <p><b>第2項関係 有識者からの意見聴取</b></p>



	<p>計画策定に当たり、専門家や事業主、外国人県民等有識者からの意見聴取を明記した。</p>
<p>(市町村との協働)</p> <p><b>第9条</b> 県は、多文化共生・共創社会の形成の推進のため、市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生・共創社会の形成に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>・市町村との協働</p> <p>住民に最も身近な基礎自治体である市町村との協働や連携は不可欠であり、<b>群馬モデルを受けた共同宣言</b>も行っている。同宣言は、知事・市長会長・町村会長によるもの（令和2年2月）。</p> <p>県と市町村は、ともに共生・共創を進めるため、日本語教育等について連携していくことについて宣言された。</p> <p>・協働や連携の例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナウイルス感染症対策に当たり、県作成の予防のための多言語情報について、外国人県民世帯や企業に対し県と該当市町が連携して周知</li> <li>② 日本人・外国人県民が参加する<b>多言語防災訓練</b></li> <li>③ <b>日本語教育の充実</b>（第11条②）</li> <li>④ <b>共生・共創推進月間</b>（第12条）</li> <li>⑤ ぐんま外国人総合相談<b>ワンストップセンター</b>におけるテレビ電話通話等による連携</li> </ol>
<p>(県民等の活動を促進するための支援等)</p> <p><b>第10条</b> 県は、県民及び事業者が行う、地域・文化・経済等に係る多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与する活動を促進するため、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>・支援例</p> <p>日本語教室支援、外国人向け医療相談会等イベント後援等</p>
<p>(教育の充実)</p>	<p>第1項関係 教育の充実</p>

**第11条** 県は、多文化共生・共創社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び事業者と連携し、外国人県民が日常生活、社会生活又は職業生活を円滑に営むことができるよう、日本語教育の充実を図るよう努めるものとする。

① **学校教育の充実**

小中高校における、日本人・外国人児童生徒への共生・共創教育をすすめ、若い世代からの理念の定着を図るとともに、主として**外国人児童生徒に対する日本語学習支援**により教科理解の向上を促進していくことについて規定している。

② **社会教育の充実**

生涯学習支援の一環として、共生・共創社会の理解を促進していくことについて規定している。

**第2項関係 日本語教育の充実**

主として、15歳以上の外国人県民に対する日本語学習支援について、県は、市町村、大学、日本語学校事業者、NPO法人、キーパーソンと連携してすすめることについて規定している。

「日常生活、社会生活又は職業生活」を円滑に営むための日本語学習支援に重きを置くため左記の規定とした。

(多文化共生・共創推進月間)

**第12条** 県は、県民が多文化共生・共創社会の形成の推進について関心を深められるよう、多文化共生・共創推進月間を定める。

・ **条例制定後定める月間**

例えば、群馬県が初めて総合的に多文化共生施策に取り組むことを示した「群馬県多文化共生推進指針」の策定月である10月が考えられる(2007年(平成19年)策定)。また、これまで、10月を中心に多文化共生や国際交流に係る県や市町村の行事が行われることが多く、10月は月間に適していると考えられる。

・ **取組**

おおむね該当月及び前後の月において、集中的に行事や情報発信を行うことにより機運醸成を図る。

<p>(推進体制の整備)</p> <p>第13条 県は、国、市町村、県民、事業者、関係機関及び関係団体と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に必要な体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>・推進体制(努力規定)</p> <p>県は以下と連携し体制整備に努める。 国、市町村、県民、事業者、関係機関及び関係団体</p>
<p>(財政上の措置)</p> <p>第14条 県は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>・財政上の措置(努力規定)</p>
<p>(多文化共生・共創推進会議の設置等)</p> <p>第15条 知事の諮問に応じ、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する重要事項及び第8条第1項に規定する計画の進捗状況を調査審議するため、群馬県多文化共生・共創推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。</p> <p>2 推進会議は、前項に規定する重要事項及び計画の進捗状況に関し知事に意見を述べることができる。</p>	<p>・多文化共生・共創推進会議</p> <p>第1項関係 所管事項 以下に係る調査審議が所管事項である旨規定している。 ① 共生・共創に係る重要事項 ② 基本計画の進捗状況</p> <p>第2項関係 意見 推進会議は、①及び②について、知事に意見を述べる事が可能である旨規定している。</p>
<p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>・委任</p> <p>規則は、知事が定める。</p>